

事業者の皆様へ

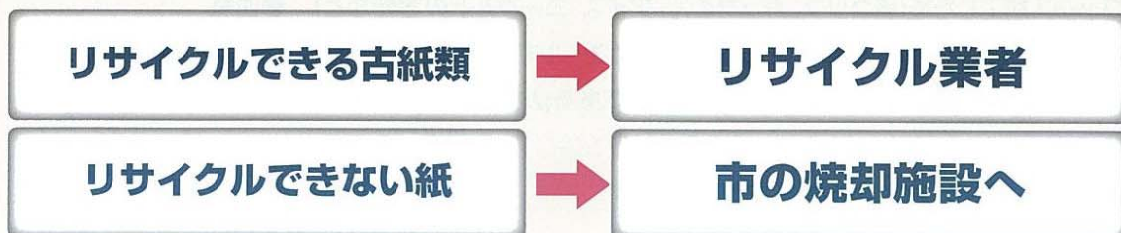
リサイクルできる**古紙類**は 市の焼却施設に 搬入できません

事業者の皆様
に分別の徹底などを
厳しく指導する
こともあります。

- 1 市では、古紙のリサイクルを促進してごみの減量化を図るため
市の焼却施設へのリサイクルできる古紙類の搬入を規制しています。
- 2 各焼却施設では目視検査や展開検査を実施して
リサイクルできる古紙類が搬入された場合は持ち帰っていただいています。
- 3 検査では
OA紙、包装紙、紙箱などリサイクルできる古紙類が一般のごみと分別されずに混ざっているものが見受けられます。

リサイクルできる古紙類は
分別して
リサイクル業者に
引き取ってもらいましょう

リサイクル業者までの古紙類の運搬については、現在取引のある
一般廃棄物収集運搬業者や**古紙回収業者**とご相談ください。



分別方法については裏面をご覧ください

リサイクルできる古紙類

下記はリサイクルできる古紙類です。
分別してリサイクル業者に出してください。

【一般的な分別例】

<p>段ボール</p>  <p>束ねる</p>	<p>新聞 (チラシを含む)</p>  <p>束ねる</p>	<p>雑誌・カタログ等</p>  <p>束ねる</p>	<p>シュレッダー紙</p>  <p>ポリ袋へ入れる</p>
<p>OA紙</p>  <p>束ねる (量が少ない場合は 雑紙と一緒にしてください)</p>	<p>雑紙 (メモ用紙・紙箱・紙袋・はがき・封筒・包装紙など)</p>  <p>取引業者と相談してください</p>		



- ① ファイルの金具やクリップなど紙以外のものが混入するとリサイクルの支障となりますので必ず取り除いてください。
- ② 油や汚水などで著しく汚れたものはリサイクルできませんので、一般のごみとして市の焼却施設に出してください。

リサイクルできない紙

下記の紙はリサイクルできませんので、一般のごみとして市の焼却施設に出してください。

- ティッシュペーパー ●臭いのついた紙(石鹼の包装紙など)
- ワックス加工した紙(紙コップ、カップめん、アイス・ヨーグルトの容器など) ●油紙
- 感熱紙(レシートなど) ●アルミ加工紙 ●ビニールでコーティングされているもの ●防水加工紙
- 圧着はがき(「ここからあけてください」とかいてあるはがき) ●カーボン紙
- アイロンプリント紙(布にアイロンで絵柄を付ける原紙) ●写真 ●切符
- ロウ付き段ボール(ロウを染み込ませた素材)

<発行 平成24年9月>

新潟市環境部廃棄物対策課 廃棄物指導室

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 TEL 025-226-1411 FAX 025-230-0465